

1. 総括

中国は、1994 年以降に本格化したインターネット産業の振興を皮切りに、わずか 20 数年間でキャッシュレス決済など分野によっては世界的に先行するなど、デジタル経済は飛躍的に発展をしてきている。その発展を下支えするのは世界最大の人口のみならず、旺盛なインターネット利用者・ニーズに応じる各種デジタルサービス事業者の隆盛と考えられる。加えて、中央政府による戦略・計画や関連法規制によるインフラ開発、産業振興、技術革新などの後押し策により、デジタル経済の高度成長が実現してきた。

中国のデジタル経済発展の大きな特徴は、高いインターネット利用者普及率と全国に広がる電子商取引（EC）市場である。2019 年のネット利用者 9 億人、普及率 64.5%という全国的な広がりをもせる利用者層と、強靱な産業基盤形成とが今後の発展の礎となる。中国のデジタル経済を代表する EC 市場の売上規模は小売総額の 2 割を占める。2020 年はコロナ禍の影響で一時的に勢いは落ちる可能性があるものの、前年に達成した史上最大の 34.81 兆元¹（522 兆円）を迫る堅調な成長基調にあるとされる。

このような中、デジタル経済を国家発展において重視する国家計画・戦略の下、デジタル関連の重要法規も近年相次いで整備されつつある。代表例である「サイバーセキュリティ法」（2017 年）は、①インターネット関係者に対してサイバーセキュリティ対策を求め、②国民の個人情報保護の徹底、③中国社会にかかるセンシティブ情報の取り扱いの制限、④データ保護と越境転送の制限など、が規定される。さらに、向こう 2～3 年で「データ安全法」や「個人情報保護法」、「重要情報インフラ安全保護条例」（いずれも 2021 年を予定）なども施行される見通しである。

中国政府によるデジタル統治と保護強化の考え方には三つの背景・視点が挙げられる。第一に、2014 年に発表された「総合的な国家安全保障観」国家戦略による影響である。この戦略の下、「国家安全法」（2015 年）、「反テロリズム法」（2016 年）が施行された。この包括的な国家安全保障戦略は、デジタル産業を巡る安全法規制の重要性を強く認識しており、新法規策定の根拠になっている。第二に「主権論」である。2016 年公表の「インターネット空間安全戦略」ではサイバー空間上の主権論が意識されるようになり、また翌年発表された「サイバーセキュリティ法」においてインターネットは国家主権の一要素であることが明確化された。一方、2020 年 4 月に国務院が発布した「中共中央国務院のより完備された要素市場化配置体制・メカニズムの構築に関する意見」では、土地、労働力、資本、技術に加えて、初めてデータも国家資源 5 要素の中に組み込まれた。これにより、インターネット主権に加えデータ主権も確立され、中国政府によるデジタル保護法体系が形成されてきた。第三は、個人情報保護である。インターネットを中心とするデジタル社会の拡張により、中国のネットユーザー数は 2020 年 3 月時点で 9 億人を超えた。膨大な個人情報が取り扱われる中、モバイル端末上のアプリダウンロード方式



¹ 中国電子商務報告（2019）尚、レポート内の為替レートは 2020 年 7 月末時 1 人民元 = 15 円を適用。

による個人情報不正収集と転用問題は近年より深刻化してきている。中央政府は 2018 年以降、個人情報侵害の摘発に取り組み始めてはいるが、現行の場当たりの行政通達ではなく、個人情報保護法の法制化に対する期待感が高まっている。今後施行予定の関連法規を通じて、中国のデジタル保護体系が徐々に確立される見通しである。

2. デジタル法制の状況

(1) 国の概況

- 2019 年は総人口が 14 億人を超え、世界最大の人口大国。一人当たりの可処分支出額が 30,733 元（46 万円、対前年比 8.9%増）となり中間所得者層が増大する一方、高齢化も進む。
- GDP 総額は 2010 年以来、アメリカに次ぐ世界第二位を維持。2019 年の実質 GDP 成長率は 6.1%で第三次産業による構成比は 53.9%。一人当たり GDP は 70,892 元（106 万円）となり、対前年比 5.7%増加。2018 年以来、伝統産業における過剰生産の整理、安定成長方針の確立、ニューテクノロジー経済へのテコ入れが経済政策の基調となっている。
- 第二次習近平政権が打ち出した国家中長期戦略では 2035 年までに経済力や科学技術力の強化を通して世界上位国家に、2050 年までに総合国力と国際的な影響力で世界をリードするとされている。そのために、外交面で“一帯一路”を軸とする改革開放、国際協調路線の継続、経済社会面で規模拡大による経済成長方式を質の高い成長方式に切り替える。

面積	960 万平方キロメートル	
人口	14.0 億人	
首都	北京	
政体	人民民主共和制	
名目 GDP	14 兆 1,400 億米ドル	
実質 GDP 成長率	6.1%	
一人当たり GDP	10,276 米ドル	
進出日系企業数	13,646 社 ※在留邦人数は 120,076 人	

(注) 特記がない限り 2019 年統計

(出所) IMF、世銀、日本国外務省、JETRO、中国国家統計局、当該国政府機関ほか各種資料

(2) デジタル関連法整備の状況

- 2000 年代初頭の黎明期では、国家発展 5 か年計画の下、インターネット関連の政策として主に情報通信インフラの建設やモバイル通信ネットワークの構築のほか、ソフトウェア産業やネットサービスなどの振興が中心だった。
- その後 2005 年公表の「電子商取引の発展の加速に関する国務院の若干の意見」や 2007 年公表の「電子商取引の発展”第 11 次五か年計画”」で電子商取引サービス業を国の重要な新興産業と位置付けたことで、デジタル社会の発展に拍車がかかった。特に 2012 年末は携帯電話を介したネットユーザー数の規模が 4.2 億人を超え、PC からのユーザー数を上回ったことは、中国のデジタル経済発展が新しい段階に入ったことを示している。
- 2015 年に公表された「“インターネット・プラス”行動の積極的な推進に関する指導意見」を皮切りに、習近平国家主席はデジタル経済関連議題を巡って一連の重要演説を行い、同時に省庁間でデジタル経済発展を促す関連政策やガイドラインを集中的に発表。さらに 2016 年の G20 における「デジタル経済発展と協カイニシアチブ」可決を踏まえ、2017 年には李首相が政府工作報告においてデジタル経済成長の加速を促し、企業に広く利益をもたらし、一般の人々に恩恵をもたらすことで、国家レベルでデジタル経済の発展をさらに高度化させることに言及した。

【国家戦略・計画】

名称（発表年）	主な内容
電子商取引の発展”第 11 次五か年計画” (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> • 国務院による発表。中国初の電子商取引産業発展促進に関する国家戦略である。 • 政府主導で 6 つの目標と 6 つのプロジェクトを立ち上げ、電子商取引産業の発展に資する法律、行政サービスの改善、電子認証、ネット決済、信頼性の高い安全の確保、近代的な物流などのインフラ整備、標準化、統一化を推進。 • 同計画は、それまでボトムアップ式に発展してきた産業状況を踏まえ、政府主導、政策支援による産業発展戦略が明確化になった影響により、中国の電子商取引市場及び中国のデジタルエコノミーの発展に重要な役割を果たした。
“インターネット・プラス”行動の積極的な推進に関する指導意見 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> • 国務院による発表。 • イノベーションにより従前の産業とインターネット情報との融和を通じて産業高度化を促進する方針を定める。この方針の下、各官庁や地方政府や業界団体が相次いで関連政策を打ち出した。

	<p>例) 商務部「“インターネット・プラス物流”行動計画」(2015年5月)</p> <p>例) 中国人民銀行、工信部、公安部、財政部等「インターネット金融健全発展を促進する指導意見」(2015年7月)</p>
<p>第13次五カ年国家戦略的新興産業発展計画 (2016年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国務院による発表。第13次五カ年規画期間中のデジタルクリエイティブ産業を中心とした新興産業の発展目標政策などの指針。 • 国家戦略として新興産業に次世代情報技術、製造業の高度化、バイオ、グリーン低炭素、デジタルクリエイティブを明記。具体的施策として、以下を掲げた。 • インターネット強国向けの情報通信インフラ整備の推進 • “インターネット・プラス”戦略の推進 • 国家ビッグデータ発展行動綱要の構築 • 情報通信産業におけるコア産業の強化 • 人工知能産業の発展普及の促進 • インターネット経済に対する行政管理の改善 • 重点プロジェクトの実施(69のプロジェクトのうち、21はデジタルクリエイティブ産業関連)

施行年	政策名称		発布機関
	(中文)	(和文)	
2005	国务院關於促進電子商務發展的若干意見	電子商取引の発展の加速に関する国务院の若干意見	国务院
2007	電子商務發展“11・5规划”	電子商發展11・5計画	国务院
2013	国务院關於印發“寬帶中国”戰略及實施方案的通知	国务院が發布“ブロードバンド中国”戰略及び実施方案の通知	国务院
2013	国务院關於促進信息消費擴大內需的若干意見	国务院が情報經濟內需擴大に関する諸意見	国务院
2015	国务院關於積極推進“互聯網+”行動的指導意見	国务院が“インターネット+”プロジェクトを積極推進に関する指導意見	国务院
2015	促進大數據發展行動綱要	ビッグデータ開発のための行動計画	国务院
2016	大數據產業發展规划2016－2020	ビッグデータ産業開発計画2016-2020年	工信部
2016	国务院關於深化製造業和互聯網融和發展的指導意見	国务院が製造業とインターネット融和を發展促進する指導意見	国务院
2016	13・5国家戰略性新興產業發展规划	13・5国家戰略性新興產業發展計画	国务院
2017	關於促進分享經濟的指導意見	シェア經濟を促進する指導意見	發改委、中央網信办 工信部
2018	數據管理能力成熟度評估模型 (GB/T 36073-2018)	データ管理機能の成熟度評価モデル	工信部
2019	數字鄉村發展戰略綱要	農村デジタル經濟發展戰略綱要	国务院
2019	国家數字經濟創新發展試驗区實施方案	国家デジタル經濟イノベーション發展試驗区實施方案	發改委
2019	關於促進平台規範發展的指導意見	プラットフォーム健全發展に関する指導意見	国务院
2020	關於推動工業互聯網加快發展的通知	工業インターネット（ICT）加速發展に関する通知	工信部
2020	關於構建更加完善的要素市場化配置體制機制的意見	要素市場配置體制メカニズムを改善する意見	国务院

出所：各種資料により大和総研まとめ

【デジタル関連法令】

- インターネット情報サービスに関しては伝送や放送などの権利や管理に関する規定のほか、フィンテックやブロックチェーンなど様々な規定が存在する。また、直近では配車や自転車のライドシェアなどを含めたスマート交通に関連する規定なども施行される。
- 電子商取引分野の基本法は 2019 年 1 月に施行された「電子商取引法」で規定されている。また、「電子署名法」では電子署名の法的効力を初めて規定。このほか、具体的な取引ルールを含めた各種規制が存在する。
- デジタル保護関連では近年施行された「网络安全法（サイバーセキュリティ法）」がネットワーク空間の主権と国家安全、社会公共利益の保護及び、公民、法人およびその他の組織の権益保護など総合的に網羅した法律がある。
- 個人情報保護を目的とする関連法規では「インターネットの安全維持に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」、「インターネット情報保護強化に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」、「コンピューター情報ネットワーク国際ネットワーク安全保護管理方法」などが存在する。また、2021 年には個人情報保護法が成立予定である。

【デジタル関連法令】

名称（制定年）	主な内容
情報インターネット転播権保護条例 (2013 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> • 2006 年制定、2013 年改正。計 27 条。中国のインターネット通信、ラジオ、テレビ放送による初の権利保護を規定。 • 「合理利用」原則：著作権などの無断利用に関する条件、形式、判断基準などが明確化。 • 「法定許可」原則：権利者に相応の報酬を支払う前提による無断利用の条件、形式、判断基準が明確化。 • 「セーフハーバー・ルール（Safe Harbor Rule）」原則：適用範囲は①デジタル図書館、②e-ラーニング、③ISP、④操作エンジン、⑤クラウドサービス。 • 権利侵害責任：権利侵害に関する認定基準、監督機関、罰則の応用細則などが規定される。
サイバーセキュリティ法 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> • デジタル産業の発展における国家安全とネット空間主権の確保を目的に施行された中国のインターネットセキュリティー基本法。 • 全 7 章 79 条で構成。政府・所管省庁、地方自治体、ネットワーク運営者・利用者におけるネットワーク、製品、サービス、運営上などにおける法的責任と基本ルールや罰則を規定。

	<ul style="list-style-type: none"> 重要情報インフラ事業者運営者に指定された場合、国内外企業を問わず、中国で収集生成したすべての個人情報や重要データを国内に保存し、所管省庁の許可なくデータ持ち出しが禁止。 インターネット上の実名制を利用者に課し、国家公安機関及び安全機関が法に基づいて国家の安全維持活動あるいは犯罪捜査を行う際は、技術的支援と協力を行うことを規定。
電子商取引法（2019年）	<ul style="list-style-type: none"> 2013年より立法準備、2018年8月全人代で可決され2019年1月に施行。 全7章89条で構成され、中国の電子商取引の規範化及び消費者保護を目的とし、取引条件、従事条件や違反事項にかかる罰則などを規定。 電子商取引事業者の定義と分類を規定。プラットフォーム運営者、出店者、自社サイト販売者及びその他オンライン上のサービスまたは商品提供者（例：物流、決済関係者）が対象。 プラットフォーム運営者による出店者、購買者及び商品サービスに関する情報管理と保存責任が定められ、知的財産権、消費者保護などに関する連帯責任と相応責任も規定。
データ安全法（草案） （2021年成立予定）	<ul style="list-style-type: none"> 2018年に立法準備、2020年7月第十三回全人代にて、草案審議を行い、パブリックコメントを公布。2021年に施行される見通し。 データを安全に管理する制度として、データの分類管理、重点保護リストの管理のほか、リスク対応メカニズムについて規定。 データ安全責任制度ではデータを取り扱うすべての関係者の責任と義務を規定する。 政務データの安全確保と開放制度についても明記。政府機関、行政部分によるデータの収集、生成のほか、利用時の管理、セキュリティー規範、公開などを規定。
個人情報保護法（草案） （2021年成立予定）	<ul style="list-style-type: none"> 2019年立法準備、2020年7月第十三回全人代にて、草案審議を行い、限定範囲でパブリックコメントを公布。2021年施行される見通し。全6章44条。 「一般規定」：立法目的、個人情報の定義と範囲、利用原則。 「個人情報権」：個人情報決定権、秘密権、訪問権、携行権、更正権など9権原則の確立。

	<ul style="list-style-type: none"> • 国家機関が個人情報管理主体として、個人情報の収集、管理、告知義務、応用に関するルールを明確。 • 非国家機関が個人情報管理主体として、個人情報の収集、管理、告知義務、応用に関するルールを明確。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【サイバーセキュリティ法²】

➤ 規制の対象

中国国内においてネットワークの確立、運営、維持、または使用する事業者が対象。さらに以下の通り、ネットワーク運営者、重要情報インフラストラクチャー運営者、ネットワーク製品及びサービス提供者の3分類に同法の規制対象が分かれている。

- ① ネットワーク運営者：ネットワークの所有者、管理者、ネットワークサービス提供者を指す。ホームページ等を開設する一般企業もこれに該当する。
- ② 重要情報インフラストラクチャー運営者：公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府など、運営するネットワークまたは情報システムが破壊されたり、失われたりした場合、またはデータが漏洩した場合において国の安全、経済、市民生活、公共の利益が著しく損なわれる可能性のあるような重要情報インフラを運営する事業者。詳細は監督官庁からガイドラインが発出される見込み。
- ③ ネットワーク製品及びサービス提供者：ネットワークに関連するサービスまたはソフトウェア等を生産、販売する企業、クラウドコンピューティングサービス、データプロセッシングサービス、インターネット通信サービス等を提供する事業者を指す。

➤ 重要情報インフラストラクチャー運営者の義務

- 安全保護義務の履行（第 34 条）
- ネットワーク製品及びサービスの調達時における国家安全審査の合格及び安全秘密保持協議書の締結（第 35 条、第 36 条）
- 個人情報及び重要データの国内保存義務、国外移転の際の安全評価実施義務（第 37 条）
- 年 1 回以上のネットワーク安全検査評価の実施（第 38 条）

※国内保管義務、越境規制の関連法規として、「個人情報と重要データ越境安全評価弁法（案）」の制定が検討されている。2017 年に実施された意見募集稿（所謂パブリックコメント）

² 「中华人民共和国网络安全法」、JETRO、各種資料より作成

以降の情報は公開されていないが、この意見募集稿では、すべてのネットワーク運営者が対象とされており、今後について注視する必要がある。

※法規制で明記はされていないものの、重要情報インフラの安全検査評価では、ソースコードの提供を要求される可能性がある。

➤ サイバーセキュリティ等級保護制度（第 21 条）

- ・ 情報システムでの障害や情報データ漏洩等が発生した際に、ネットワークを保有する機関、社会、国家へ及ぼす影響、危害の広さ、深刻度合いによって、システムごとに 5 つの等級に分け、事業者は等級に応じたセキュリティ対策を行うことが必要となる。同制度はサイバーセキュリティ法成立以前から存在しているが、2019 年 12 月に実装すべきセキュリティ要件の範囲がクラウドや IoT、AI、モバイルコンピューティング等の新技術分野にまで拡大された「サイバーセキュリティ等級保護制度（等級保護 2・0）」が正式に発効した。等級が 2 級以上と判定された場合は、専門家による評議・審査等を経て、公安機関へ届け出ることが求められる。さらに 3 級以上のネットワーク運営者は追加的なセキュリティ保護義務を負う。

➤ 2020 年 6 月に細則「サイバーセキュリティ審査弁法」が施行された。

- ・ サイバーセキュリティ法第 35 条で、重要情報インフラストラクチャー運営者は、製品及びサービスの調達時、国家安全審査に合格しなければならないと規定している。サイバーセキュリティ審査弁法により、審査の申請手続などが規定された。

3. デジタル化の状況

(1) インターネットの利用度

- インターネット人口は9億人を超え、普及率は65%近くまで高まってきている。今後は社会格差問題の解決策の一環として進む政府による地方・農村のインターネット・デジタル化政策の成果も期待される。
- インターネット人口1人あたりのEC利用金額は年間2,000ドルに迫り、一人当たりGDPに占めるEC購入金額の割合は約20%と他国と比べ圧倒的に高い。
- Google、AmazonやTwitterなど米系プラットフォームやSNSが中国国内ではサービスを提供していない。このため、Facebookユーザー数は中国国外のユーザーを中心に133万人にとどまるものの、中国最大のSNSサイトであるWeChat（微博）の利用者は12億人³にのぼる。

	米国	中国	インド	日本
① 総人口 (2019年10月)	3.29億人	14.0億人	13.5億人	1.26億人
② 一人当たりGDP (2019年10月)	65,111米ドル	10,099米ドル	2,172米ドル	40,847米ドル
③ インターネット人口 (2018年12月)	2.93億人*	9.04億人*	5.6億人*	1.18億人
④ インターネット普及率	89.06%	65.6%	41.4%	93.6%
⑤ EC小売市場規模 (2019年)	約6,016億ドル	1.8兆ドル	約425億ドル	約1,234億ドル
⑥ インターネット人口1人あたりの EC金額	2053ドル/年	1991ドル/年	76ドル/年	1,045ドル/年
⑦ 一人当たりGDPに占めるEC 金額の割合	3.2%	19.7%	3.4%	2.6%
⑧ Facebookユーザー数 (2018年12月)	2.4億人*	133万人*	2.51億人*	7,100万人

(*) Internet World Stats 各国統計年月は以下の通り:

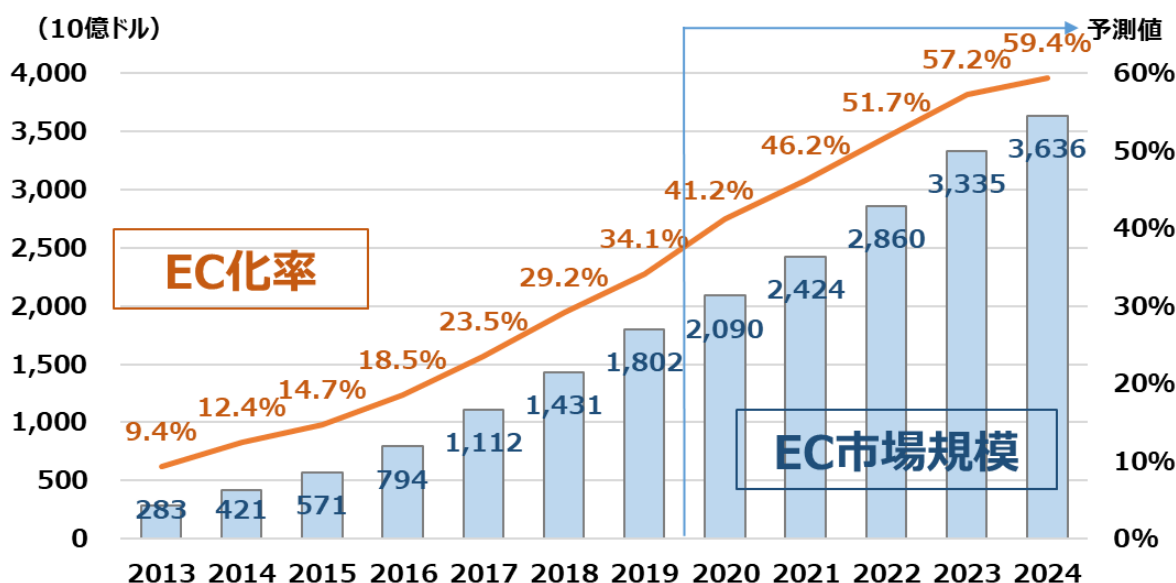
米国（インターネット人口、Facebookユーザー数ともに2019年4月）、中国（インターネット人口 2019年12月、Facebookユーザー数 2020年1月）、インド（インターネット人口 2019年7月、Facebookユーザー数 2020年1月）

(出所) IMF、Internet World Stats、eMarketer

³ テンセントの2020年第1四半期IR情報により、同期間のWeChat平均月間利用者数は12.025億人

(2) EC市場規模

- 中国のEC小売市場は、近年のインターネット利用者増に伴い堅調な成長基調にあり、市場規模も1.8兆ドルから向こう5年間で倍増すると推測される。
- 2019年のEC関連就業者は5,000万人を超え、EC化率は34.1%となった。小売市場全体に占めるEC市場の規模は今後も拡大することが予測されるものの、足元ではコロナ禍の影響で伸び率は鈍化すると予測される。
- 中国では越境ECによる貿易促進もかねてから重視されており、これまでに中央政府による通関、税収、総合実験区の指定拡大などの諸策が施行されてきた。現在、政府指定の越境EC総合実験区は計59個所に増え、国内の越境ECネットワーク網が強化され、並行して大手ECプラットフォーム業者による海外進出も加速しており、越境ECの国際化が進展する。



(出所) eMarketer

(3) デジタル産業

- 中国におけるデジタル経済の定義は厳密にはまだ定まっていないものの、「中国データ経済発展白書」(所謂「デジタル白書」)に依拠することが多い。同白書は2015年より年次報告書の形式で発表されるようになり、デジタル経済の発展状況に伴い定義も年々変遷している。初版では「両化」(①デジタル産業化または②産業デジタル化)と定義されていたが、2019年版

では「三化」（③デジタル化統治）が追加され、さらに 2020 年版では「四化」（④データ価値化）が追加で定義されている。この「四化」の定義下でのデジタル産業の市場規模は 2019 年までに 35.8 兆元に膨らみ、GDP 比 36.2%を占めると推計される。2005 年は GDP 比 4.2%だったが、2017 年に 30%台を超え、近い将来 40%台になる見通しである。

- 習近平政権下では政府主導でブロックチェーン、5G、人工知能（AI）、ビッグデータなどイノベーション力の高い分野を重点産業として力を入れると同時に、様々な産業の融合を加速。特に、コロナ禍では経済振興策の一環として 5G や AI などデジタル産業を推進する投資を後押しする。
- デジタル政府及び行政サービス体系の一本化の方針のもと、中央政府のみならず省政府など近年デジタル政府の実現に向けた整備も急速に進む。2020 年 3 月現在、中国のオンライン政務サービスの利用者は 6 億 9,400 万人で、前年比 76.3%増。2019 年 11 月には全国共通のオンライン政務プラットフォームの試運転を行い、各地区各部門の政務サービスプラットフォームの相互接続、データ共有および業務協同を推進。他方、政府による各種情報公開に向けた整備はまだこれからの課題。
- 新しいデジタル関連産業としては産業を中心としたビッグデータを取引するビッグデータ取引所が注目される。既に北京や上海など大都市を含め 14 都市に同類の取引所が存在する。
- 2000 年代初頭から始まったアリペイやウィーチャットペイ、銀聯ペイなどの電子決済が普及したことから、現在は現金決済の機会が激減しキャッシュレス化が急伸している。これを受け、2014 年よりデジタル電子マネー（DCEP : Digital Currency Electronic Payment）の発行に関する研究を開始した中国銀行は、2019 年までにブランドデザインや標準規格などを構築し、2020 年 4 月には中国農業銀行を介して運用に向けた実証実験を行った。2020 年 8 月からは中国銀行、中国工商銀行、中国建設銀行の国有四大銀行も加わり、深圳・蘇州など複数の都市で実証実験を行い、DCEP 発行に向けた準備が着実に進む。
- 中国のインターネット関連上場企業の国内外における時価総額は 2019 年末時 11 兆 1,200 億元に達し、2018 年末に比べ 40.8%増加。2019 年末時点の時価総額世界トップ 30 のインターネット企業のうち、米国が 18 社、次いで中国が 9 社を占め、うちテンセントとアリババは時価総額トップ 10。また中国のユニコーン企業数は 2019 年末時 187 社で、前年比 74 社（65.5%）増加。業種別では法人サービス、交通、EC、フィンテック、娯楽と情報伝達分野が多い。地域分布では北京が 33.3%と最も多く、次に上海 17.0%、杭州 11.9%、深圳 11.1%となっている。

【世界のユニコーン企業ランキング（2020年7月）】

順位	企業名（国籍）	企業価値（10億ドル）	業種
1	Toutiao（中国）	75	AI
2	Didi Chuxing（中国）	56	自動車・運輸
3	Stripe（米国）	36	フィンテック
4	SpaceX（米国）	36	宇宙開発
5	Palantir Technologies（米国）	20	データ管理・分析
6	Airbnb（米国）	18	旅行・民泊
7	Kuaisho（中国）	18	モバイル通信
8	One97 Communications（インド）	16	フィンテック
9	DoorDash（米国）	16	ロジスティクス
10	Epic Games（米国）	15	ゲーム

（出所） CB Insights “The Global Unicorn Club”（閲覧日：2019年7月8日）

（<https://www.cbinsights.com/research-unicorn-companies>）

4. 産業・企業への影響

【デジタル法制の問題点】

ここでは中国におけるデジタル関連の現行法制で指摘される主だった問題点を幾つか挙げる。

- デジタル経済の急速な発展に比べ、法整備は場当たりの関連法規制との関連性が強くないことが指摘される。その結果、法の抜け穴などを逆手にとって、公共の利益のみならず個人資産をも損なう不正行為が発生することもある。
- デジタル関連法や規定が多く、体系的に整合性の面で改善する必要があるという指摘がある。具体的には、特定の分野では法律から、規制、規定、規範、決定など規定される公文書が重なり、一貫性がない場合があるという声がある。また、運用面では縦割り行政や関連省庁のコミュニケーション不足により、同じ事象に対する異なる判断や取り締まりが発生する事例が散見される。
- 一部の現行法規の実効性が弱い場合がある。明確な法律や規定を定めず、立法化のプロセスがより簡素な「〇〇規範」というレベルに留まる場合、有効性に疑義が生じる。このため、企業はどのような対応をすべきか迷うこともしばしばある。
- 目まぐるしく変わるデジタル技術に伴い法規制がカバーできない新しいビジネスやサービスが存在する。例えば、IoT、人工知能（AI）、自動運転、5Gのほか政府データのオープン化などの分野が挙げられる。法規制がない中、事業化を進めるのに躊躇する企業も少なくない。